

石川県観光連盟公式 Instagram を活用した 情報発信強化事業業務委託仕様書

1 目的

公益社団法人石川県観光連盟（以下「連盟」という。）が運用する公式 Instagram アカウント（以下「当アカウント」という。）を活用し、本県の観光魅力の発信を強化するとともに、UGC（ユーザー生成コンテンツ）の創出を促進し、観光誘客に繋げることを目的とする。

また、能登の観光に関する写真投稿キャンペーンを実施することにより、UGC の創出を通じて「今行ける能登」の情報発信を強化するとともに、応援機運の醸成に繋げる。

公式 Instagram アカウント：hotishikawa_tabinet

2 委託業務名

石川県観光連盟公式 Instagram を活用した情報発信強化業務

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業内容

(1) 年間を通じた情報発信

① 投稿の方法・頻度等

- ・ 年間を通じて週3回以上、石川県の魅力を訴求し、旅行意欲を喚起する投稿を行うこと。
- ・ 上記のほか、連盟から指示があったイベントの告知等を行うこと。
- ・ ハッシュタグを用いた投稿を募集など、他のユーザーの投稿（UGC）を促すこと。
- ・ リール動画やストーリーズも適宜活用すること。
- ・ 質の高いUGCについては、当該ユーザーから許諾を得た上で再投稿することも可とする。
- ・ 投稿にあたっては、地域のバランスやカテゴリー（食、文化、歴史、温泉、体験等）のバランスに配慮し、特に能登地域の観光再開状況に関する発信を重点的に行うこと。
- ・ 連盟から投稿題材の指定等があった場合は、優先的に対応すること。

② 投稿内容等

- ・ 四半期ごとの投稿戦略及び月ごとの投稿スケジュールを作成し、事前に連盟へ提出すること。

- ・ ターゲットに応じたテーマを設定し、企画・撮影、写真選定、キャプション編集などを行い、投稿すること。
- ・ 写真は石川県内で撮影されたもので、季節感のあるフォトジェニックなものを選定することを基本とする。
- ・ キャプションは、ターゲットに訴求し、UGC 生成や幅広い拡散、フォロワー数の増加に効果的なハッシュタグを用いるなど最適化すること。
- ・ 観光情報の発信を通じて、フォロワー数やリーチ数の増加を図るよう工夫を講じること。
- ・ 投稿に際しては、受託者が各施設や自治体担当者等に投稿の許諾や内容確認を行うこと。
- ・ 観光コンテンツの発信や SNS マーケティングに造詣が深い専門家によるチェックを受けるなど、投稿内容の質の向上と確保に努めること。
- ・ 各投稿内容については、必ず事前に当連盟の了解を得ること。

(2) 能登観光復興支援フォトキャンペーン

① キャンペーン概要

- ・ 能登の観光に関する UGC の拡大を通じた「今行ける能登」への誘客促進を目的として、Instagram アカウントを活用したフォトキャンペーンを企画・実施すること。
- ・ キャンペーンの企画・募集・広報・審査・景品の調達・発送等の業務は受託者が行うこと。
- ・ 実施時期・期間・コンセプト・テーマ・ハッシュタグ等については、キャンペーンの目的を勘案して効果的かつ適切なものを企画すること。キャンペーンは年度内に複数回実施することが望ましい。

② 参加方法等

- ・ ユーザーが参加しやすく、かつ UGC の拡大につながるものとし、多様なコンテンツの投稿を促すよう工夫すること。
- ・ キャンペーンへの積極的な参加を促すため、効果的なインセンティブ設計及び予算内で実現可能かつ魅力的な特典内容を検討すること。特典内容に景品を設定する場合は、能登の応援消費の観点から、能登の特産品を含むことが望ましい。

③ プロモーション展開

- ・ キャンペーンの認知拡大と参加促進のための効果的なプロモーションを実施すること。
- ・ キャンペーン特設ページを制作した上で、SNS を中心としたデジタル施策に加え、チラシなどの広報物によるリアルでの展開も含めた総合的なプロモーションとすること。

④ 効果測定・分析

- ・ キャンペーンの効果測定・分析するための指標や手法、評価方法を提案すること。

⑤ その他

- ・ 受賞作品については、連盟公式アカウントによる再投稿をはじめ、旅ねっとなどでの今後のプロモーションにおいて無償で使用できるよう必要な措置を講じること。
- ・ 受賞作品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は受託者が行うとともに、第三者からの異議申し立て及び紛争の提起の処理については、全て受託者の責任と費用負担で行うこと。

(3) フォロワーとのコミュニケーション

- ・ これまでの運用状況等を踏まえ、アカウントやフォロワーの特性を理解した上で、投稿に対するコメントやメンション、DM には 24 時間以内に対応し、積極的なコミュニケーションを図ること。
- ・ 重要な質問や特別な対応が必要と思われる案件については、連盟と協議の上対応すること。
- ・ 定期的にストーリーズ機能を活用したアンケートや質問を実施するなど、フォロワーとの対話を通じたエンゲージメントを高めること。
- ・ フォロワーや UGC 投稿者へのリアクションを積極的に行うこと。

(4) 広告配信について

- ・ Instagram 広告を戦略的に配信することで、フォロワーの増加やアカウント訪問、「旅ねっと」への流入を促進すること。
- ・ 予算配分は、季節性や他のキャンペーンなどを考慮し、効果的な時期に重点配分すること。
- ・ 年齢・性別・興味関心・居住地域などに応じた最適な広告クリエイティブと配信設定を行うこと。
- ・ 「旅ねっと」訪問者に対するリターゲティング広告や、類似オーディエンスへの配信など追加のアプローチを積極的に検討すること。

(5) 発信効果の検証

- ・ Instagram のインサイト機能から得られるデータを分析し、その結果をまとめたレポートを作成の上、翌月の 10 日（当該日が祝休日の場合はその翌日とし、3 月分は 3 月 31 日）までに連盟に報告すること。
- ・ 報告データには、以下の項目を含めること：
 - ・ 投稿ごとのインプレッション数・リーチ数・エンゲージメント数
 - ・ エンゲージメント率と前月比
 - ・ アカウントのフォロー属性（年齢・性別・国/地域・アクティブ時間帯）
 - ・ フォロワー増減数と増減率

- ・ UGC 投稿数（指定ハッシュタグの使用数）とその傾向分析
- ・ 「旅ねっと」への流入数と流入経路の分析
- ・ 広告パフォーマンス分析（CTR、CPC 等）
- ・ 投稿内容・頻度・時間帯・テーマ等と反応の相関関係等を分析し、その結果を踏まえた戦略の改善を図り、より効果の高い情報発信を展開すること。

5 委託予定金額

3, 500 千円以内（消費税および地方消費税を含む）

6 実施計画書及び実施報告書

- (1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、連盟と協議を行った上で決定し、令和8年5月下旬から業務を実施するものとする。実施計画書には、年間の投稿戦略、UGC 促進施策、能登半島地震復興支援フォトキャンペーンの詳細計画、広告配信計画等を含めること。
- (2) 本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書には、実施内容の詳細、成果指標の達成状況、分析結果に基づく考察、今後の課題と改善策等を含めること。

7 その他

- (1) 本業務において、写真や映像撮影等での謝礼等が必要な場合は受託者において全ての手続きを行い、その経費を負担する。ただし、連盟の要望で謝礼が必要となった場合はこの限りではない。
- (2) 本業務の遂行に際しては、企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、連盟と綿密に連携し、協議・調整を行いながら進めること。
- (4) キャンペーンの実施にあたっては、被災地域への配慮を十分に行うこと。
- (5) 投稿写真の二次利用については、必ず投稿者の許諾を得た上で行うこと。
- (6) 個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、適正に管理すること。
- (7) 受託者は、本業務で知り得た情報を厳格に管理し、連盟の許可なく第三者に提供してはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議して決定するものとする。

別 記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受け

たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

注1 「甲」は、委託者である(公社)石川県観光連盟、「乙」は受託業者をいう。